

○財務省告示第八十三号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二条の三第一項の規定に基づき、同項の特定災害として平成二十三年（二千十一年）東北地方太平洋沖地震を指定し、次に掲げる地域を同項の特定災害により相当な損害を受けた地域として指定する。

平成二十三年三月十五日

財務大臣 野田 佳彦

指 定 地 域
青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県